

保 健 相 談

動 向

平成13年度は、「事業場における労働者の心の健康づくりの指針」による心のケアの一層の取組みと労災保険法等改正による「二次健康診断等給付制度」、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」策定等、脳・心疾患の発生予防や自殺の予防が強く求められるようになった。また厚生労働省となり2年目、職域と地域の連携は、「健康日本21」の国民運動としての取り組み、事業所での健康診断結果の事後措置、作業関連疾患等の取り組み等、生活習慣病への対応が重要な課題である。

保健相談では、心を重視した健康や、生活習慣病の予防等、個人を重視したきめ細かい指導と、指導結果についても効果評価がますます求められるようになってきた。

I 保健相談事業

保健相談事業は、事業場や健康保険組合との契約によって行っている。保健相談の契約方式は、年間契約と短期契約である。年間契約は新たに3団体、8事業所が契約。短期契約は、保健相談を導入した事業所が8団体、中止が5団体であった。

1. 年間契約保健相談 (10団体)

事業場の安全衛生管理体制や健康問題に応じて協力する。とくに産業医との連携、衛生管理者、看護職、衛生担当者、安全衛生委員との相互理解をはかり、衛生管理活動の推進に協力する事を重視している。昨年に続き今年も年間契約に短期契約を加え、健康管理の充実を目指した契約が2社、産業医と保健師がチームを組んだ契約が1社増加した。

2. 短期契約保健相談 (35団体)

健康診断の結果を基に、「心身の健康状態を確認する」「ライフスタイルを検討する」「健康づくりを設計する」事を目的に、保健相談では生活習慣調査項目、時間、場所等設定している。とくに心身共の健康づくりを重視しており、健康に問題のある人が対象であるとの印象を労働者に与えない工夫が重要である。そのために健康診断時の全員面接方式を取り入れ、生活習慣病予防やメンタルヘルスへの対応を図る事業所が増えた。

II. T H P (トータル・ヘルス・プロモーション・プラン)

健康の保持増進を目指しており、保健、栄養、ストレス等について日常における保健行動のセルフコントロールを重視した健康指導である。一般定期健康診断結果の保健指導とT H Pの健康指導を組み合わせた事業場独自のT H Pが定着してきている。

III. 協会施設内保健相談

精密総合健診等の個人健診の充実と事後措置の充実を目指した外来と疾病予防の為の教室の開催、個別健康教育の実施を行った。

(1) 精密総合健診

個人対応の充実と生活習慣病予防への対応を重視したドックを目指している。生活習慣調査結果と健診結果を結びつけた面接支援システムを活用した保健相談は定着した。当日は協会独自のアラカルトコースや、ドック結果から希望者に生活習慣病改善プログラムの紹介等を行っている。

(2) 神奈川からがんをなくす会

会員の定期的な検査とフォロー等、会員の個別対応を重視している。

(3) 労災二次健康診断

生活習慣病外来の中で実施しその保健指導を行った。循環器外来・腎外来・女性クリニック・糖尿病外来等で、それぞれの健康問題に対応した保健相談・栄養指導を実施している。個別健康教育を生活習慣病外来の中で実施し、整形外来では、骨粗鬆症予防検診の事後措置として外来受診者全員に保健指導を行い、骨粗鬆症予防の保健指導の検討を試みた。

(4) 協会受診者への相談窓口の常設 828名

(5) 健康教育

従来実施してきた健康教育と生活習慣病改善プログラム、個別健康教育に加え、メンタメヘルスやストレスに関する健康教育が増えた。

関係の集計表は215～217頁に掲載